

上山市国土強靱化地域計画

令和3年2月

上 山 市

【目 次】

I はじめに

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1

II 上山市における国土強靱化の基本的な考え方

1	上山市における国土強靱化の理念	2
2	基本目標	2
3	強靱化を推進する上での基本的な方針	2
4	想定される大規模自然災害（本計画の対象）	4

III 脆弱性評価

1	脆弱性評価の考え方	5
2	「起きてはならない最悪の事態」の設定	5
3	評価の実施手順	7
4	評価の結果	7

IV 強靱化に向けた施策推進方針

1	施策推進方針の整理	8
2	施策分野ごとの施策推進方針	8
	（1）行政機能（消防含む）	9
	（2）危機管理	12
	（3）建築住宅	18
	（4）交通基盤	20
	（5）国土保全	22
	（6）保健医療・福祉	24
	（7）ライフライン・情報通信	25
	（8）産業経済	26
	（9）農林水産	27
	（10）環境	28
	（11）リスクコミュニケーション	29

V 計画の推進

1	計画の推進管理	31
2	計画の見直し	31

【別表 1】	脆弱性評価結果	32
--------	---------	----

【別表 2】	個別事業一覧	50
--------	--------	----

I はじめに

1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施することを目的として、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定された。

政府においては、基本法に基づき、平成26年6月に、国土の強靱化の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、今後の大規模自然災害等に備え、強靱な国土づくりに向けた施策を推進している。

本市においても、今後想定される大規模自然災害から市民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するため、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「強靱な国土づくり」を推進するため、「上山市国土強靱化地域計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画となるとともに、国土強靱化に係る各種計画等の指針となる。

3 計画の期間

本計画が対象とする期間は、令和3年度から令和7年度までの概ね5年間とする。

Ⅱ 上山市における国土強靱化の基本的な考え方

1 上山市における国土強靱化の理念

上山市における国土強靱化は、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、長期的な展望に立って推進することとする。

2 基本目標

国土強靱化の理念を踏まえ、本計画の基本目標を以下のとおり設定する。

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

基本目標の実現を図るため、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の強靱化に向け、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

（１）国土強靱化の取組み姿勢

- 本市の強靱性を損なう原因について、あらゆる側面から検討し、取組みにあたること。
- 長期的な視点を持って計画的な取組みにあたること。
- 本市の社会経済システムの有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

（２）適切な施策の組合せ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切

に組み合わせて効果的に施策を推進すること。

- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせるとともに、国、県、市、市民、民間事業者、NPOなど関係者相互の連携により取組みを進めること。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- 市民の需要の変化等を踏まえるとともに、効果的な施策の実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- 既存の社会資本を有効活用することなどにより、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- PFI※の導入など、民間資金・活力を導入した取組みを推進すること。

※PFI (Private Finance Initiative) : 公共施設等の建設、維持管理、運営等において民間の資金、経営及び技術的能力を活用する手法。

- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 上山盆地は、奥羽山脈の西側に連なって発達する内陸盆地の一つで、村山盆地に連なっており、盆地内に堆積した扇状地が全面積の半分を占めていること、夏と冬、昼と夜との気温較差が大きい内陸型気候、現在の小規模な火山活動が続く蔵王火山を有することなど、本市の特性に応じた取組みを進めること。

(5) 国土全体の強靱化への貢献

- 国土全体での代替性・補完性（リダンダンシー）の確保や、東京一極集中の是正等を促進することにより、国土全体の強靱化につなげていく視点を持つこと。
- 国土強靱化を実効あるものとするため、政府及び県の取組みとの連携を図ること。

4 想定される大規模自然災害（本計画の対象）

本計画は、過去に市内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象とする。

また、南海トラフ地震や首都直下地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす市外における大規模自然災害についても、国土全体の強靱化の観点から、対象とする。

本計画で想定する主な自然災害については、以下のとおりである。

【想定される大規模自然災害】

自 然 災 害			
市内/ 市外	自然災害の種類		想定する規模等
市内	大規模地震	内陸型	M7～8 程度、最大震度 7 程度で建物被害、火災、死傷者が多数発生
	台風・梅雨前線等 豪雨 竜巻・突風	大規模 水害	記録的な大雨等による大規模水害を想定。例えば、堤防の決壊や河川の氾濫による人的・物的被害等
		大規模 土砂災害	記録的な大雨等による大規模土砂災害を想定。例えば、土石流の発生や天然ダムの湛水・決壊による人的・物的被害等
		暴風災害	台風や竜巻、突風など大規模暴風災害による人的・物的被害等
	火山噴火		蔵王山の大规模噴火を想定。例えば、融雪型火山泥流や噴石の飛散、火砕流の発生などに伴う人的・物的被害等
	暴風雪・大雪・雪崩		記録的な暴風雪や大雪、大規模な雪崩による交通事故・障害、家屋の倒壊、人的被害等
	複合災害		複数の自然災害が同時期に発生する事態を想定。例えば、大規模な地震により被災した直後に豪雨災害が発生する等
市外	大規模地震・水害		他市町村で発生する大規模地震・水害による人的・物的被害等
自 然 災 害 以 外			
NBC災害			核(nuclear)、生物(biological)、化学物質(chemical)による特殊災害を想定。 例えば、原子力発電所における事故や有毒ガス等によるテロリズム等

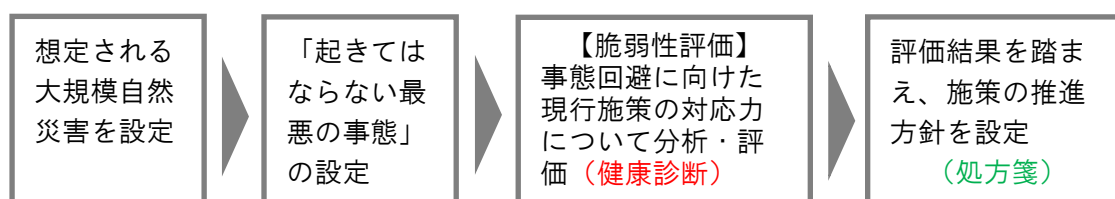
Ⅲ 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（「脆弱性評価」）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本市としても、国土強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施する。

○ 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」、及び45の「起きてはならない最悪の事態」をもとに、想定される大規模自然災害を踏まえるとともに、大都市に特有の事象の除外や本市の地域特性に応じた事象の追加、類似した事象の統合を行うなどして項目を整理し、8つの「事前に備えるべき目標」と35の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」】

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ(「起きてはならない最悪の事態」)	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震等による建物・交通施設等(1-2 の施設を除く)の倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	異常気象等による広域的な市街地等の浸水
		1-4	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-5	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による消防機能の大幅な低下に伴う災害応急体制の確保ができない事態
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3	市の内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-5	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道や農業用水、工業用水の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出
		7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-4	原子力発電所の事故による放射性物質の放出
		7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 評価の実施手順

設定した35の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策（国、県、民間事業者など市以外が取組主体となるものを含む）の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力や課題について分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価の結果

評価結果は、別表1のとおりである。

IV 強靱化に向けた施策推進方針

1 施策推進方針の整理

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに施策とその目標指標を検討・整理するとともに、それを各部局等の所管する業務等を勘案して設定した11の施策分野に分類して、施策推進方針を取りまとめた。

○ 施策分野

- (1)行政機能（消防含む）、(2)危機管理、(3)建築住宅、
(4)交通基盤、(5)国土保全、(6)保健医療・福祉、
(7)ライフライン・情報通信、(8)産業経済、(9)農林水産、(10)環境、
(11)リスクコミュニケーション

2 施策分野ごとの施策推進方針

上記の11の施策分野ごとの施策推進方針を以下に示す。

これらは、4つの「基本目標」及び8つの「事前に備えるべき目標」に照らし必要な対応を施策分野ごとに取りまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互依存関係がある。このため、各分野における施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

施策推進方針に基づき、必要な具体的事業を実施していく。それらの事業については、「上山市国土強靱化地域計画事業一覧」（別表2）に整理する。なお、「事業一覧」は、各事業の実施状況に合わせて毎年度更新する。

※ 各施策タイトル右側の記載事項及び目標指標囲み内の記載事項について

- () 内には、当該施策に関連する「起きてはならない最悪の事態」の番号を記載
[] 内には、当該施策の取組み主体（国、県、市町村、民間の4区分）を記載
《 》内には、当該施策が他の施策分野にも掲載されている場合に掲載先の施策分野を記載

(1) 行政機能（消防含む）

<行政機能>

（庁舎等の耐震化・維持管理等の推進）(1-2, 3-3) [市] 《建築住宅》

- 現状庁舎の地震に対する安全性は確保されているものであるが、この状態を維持していくために、上山市公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づき、施設の計画的な修繕を含め、適正な維持管理を行っていく。

（住宅・建築物等の耐震化の促進）(1-1) [市] 《建築住宅》

- 市内の住宅や多数の者が利用する建築物等について、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップなどきめ細かな対応により、耐震化を早急に進める。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を促進する。

（被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進）(1-2) [市]

- 被害発生危険性の高い地域内に立地する公共施設について、施設建替え時に区域外への移転や建物の構造や各種災害のハザードマップを確認し嵩上げ等の改修による機能維持、災害時の避難確保計画の作成等、状況に応じた対策を進める。

（避難所の指定、設備整備の促進）(1-1) [市] 《危機管理》

- 福祉避難所の指定に向けた取組みを一層推進する。
- 避難所の機能強化のため、引き続き、耐震化や良好な生活環境を確保するためのバリアフリー化など施設整備の取組みを促進する。

（分散避難のための民間施設確保の検討）(1-1, 1-3) [市] 《危機管理》

- 分散避難の実施にあたり、可能な限り多くの避難場所・避難所を確保するため、民間施設の避難場所・避難所としての確保を促進する。

（業務継続に必要な体制の整備）(3-3) [市] 《危機管理》

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に応急業務や復旧・復興業務に取り組みながら、通常行っている業務のうち、中断、遅滞等により市民生活や経済活動等社会への影響が大きい重要な業務を維持するため、「上山市業務継続計画（地震災害編）」の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制を進める。

（ICT-BCPの策定及び教育・訓練の実施）(3-3) [市] 《ライフ・情報》

- 職員が非常時対応に慣れていないことから、システム等の復旧に想定以上に時間を要し、業務の再開が遅れることが懸念されるため対策を講じる。

（緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保）（2-4, 3-3）[市] 《危機管理》

- 石油関係団体と締結した協定に基づき、具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給の確保を図る。

（災害時における行政機関相互の通信手段の確保）（1-6, 3-3, 4-1）[県、市] 《危機管理》

- 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、老朽化が進んでいる県防災行政通信ネットワークの再整備を行う。

（災害情報伝達手段の確保）（4-2）[県、市、民間] 《危機管理》

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、市民に災害情報を提供できるよう、災害情報共有システム（Ｌアラート※）、緊急速報メール、市ホームページの活用等、情報伝達の多様化を図る。

※ Ｌアラート…

災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の	]
共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの。	

（災害時における住民への情報伝達の強化）（1-6, 4-2）[市] 《危機管理》

- 災害時に住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達するため、多様な手段でかつ短時間に送信できる仕組みを構築する。

<広域連携>

（大規模災害時における広域連携の推進）（2-1, 3-3）[市] 《危機管理》

- 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、他市町村等との相互応援協定を締結しており、他市町村等の応援を受ける際の受援体制の整備を進める。

（広域防災拠点の整備）（2-3）[市] 《危機管理》

- 大規模災害発生に備え、関係機関が応急・復旧活動のための集結や活動を展開できる機能を持つ防災拠点について、関係機関等と連携のもと整備を進める。

（支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備）（2-1）[市] 《危機管理》

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。
- 大規模災害時における、被災者の救助や応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するための体制として、他市町村と応援協定を締結しており、他市町村等の応援を受ける際の受援体制の整備を進める。
- 大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠

点などの機能を持つ広域防災拠点について、関係機関等と連携のもと整備を進める。

- 大規模災害が発生した場合に、市外からの支援物資を市内の被災者へ円滑に供給するため、物資集積拠点の設置を進める。

＜消防＞

（消防関係施設の耐震化・老朽化対策等の推進）（2-3, 3-1）【市】

- 災害時に防災拠点となる消防関係施設の、より一層の耐震化・耐災害性の強化を図るとともに、上山市公共施設等総合管理計画に基づき更新または廃止する。

（消防職員の災害対応能力の向上）（2-3）【市】

- 消防活動を迅速かつ的確に実施するため、基本的・実戦的な訓練を通じた対処技術の向上及び防災関係機関相互の連携強化を推進し、災害対応能力の向上を図る。また、各種実務的講習に参加し知見を広げる。

（消防職員の人員確保・車両及び装備資機材等の充実強化）（2-3）【市】

- 大規模災害発生時の広範多岐わたる消防活動を円滑に実施するため、消防職員の人員確保や車両及び装備資機材の整備とともに、後方支援部門の態勢強化を図る。

（被災による消防機能低下の回避）（3-1）【県、市】

- 災害時であっても市民の安全と安心を確保する上で必要不可欠な「災害応急体制」を遂行するため、各種計画（上山市消防受援計画等）の整備及び不断の見直しを行う。

（災害時の緊急通報や無線通話の確保）（1-6）【市】

- 災害時の緊急通報や無線通話の急増、無線の輻輳等に対応するため、通信指令担当要員の増強や宰領通話の実施など、緊急時体制の構築について平時から検討し迅速確実に指令を行う。

※ 宰領通話… 無線が輻輳する場合に、移動局が統制局の指示を受けて通話を行う形態を指す。

（消防車両等に供給する燃料の確保）（2-4）【市、民間】

- 上山市石油協同組合と締結した協定に基づき、具体的な実施方法の確認により、災害時に使用する消防車両・消防用資器材への燃料供給の確保を図る。

（大規模災害時の消防力の確保）（2-3）【県、市】

- 大規模な被害が想定される南海トラフ地震や首都直下地震等の発生に備えて、

緊急消防援助隊の対応力強化と消防車両及び資機材等の充実を図る。

（緊急消防援助隊派遣時の消防力の低下防止） (2-3) [市]

- 他県で発生する大規模災害時に当本部の緊急消防援助隊の部隊を派遣することになった場合でも、災害に対応すべき消防力が低下しないよう、勤務体制の確保と労務管理の徹底を図る。

（NBC災害対策用資機材の充実） (7-2) [市]

- 効果的な消防活動を行うため、NBC災害の知識習得とNBC災害対策用資機材の充実を図る。
- 活動隊は現場指揮隊の管理下のもと、広範囲な安全管理の徹底を図る。

※ NBC災害 … 核 (nuclear)、生物 (biological)、化学物質 (chemical) による特殊災害のことをいい、事故からテロリズム、事件まで幅広い事象が含まれる。地下鉄サリン事件や東京電力福島第一原子力発電所事故などもこれに含まれる。

（危険物施設の耐震化の促進） (7-2) [市]

- 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、危険物施設の耐震化を促進する。

（有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施） (7-2) [市] 《環境》

- 化学剤等の拡散・流出を想定した防災訓練等を実施し、有害物質の大規模拡散・流出の場合における対処能力の向上を図る。

《目標指標》

- ・ 防災情報等の情報伝達手段数 5 (R1) → 7 (R3) (1-6, 4-2) 《危機管理》
- ・ 関係機関の集結・活動拠点数 0 箇所 (R1) → 1 箇所 (R5) (2-3) 《危機管理》
- ・ ICT-BCP 計画の策定 検討中 (R3) → 情報ネットワーク及び主要情報システムにおいて、主要統括的な計画を 1 件、個別の計画を 3 件策定 (R7) (3-3) 《ライフ・情報》

（2）危機管理

＜洪水対策＞

（洪水ハザードマップの作成） (1-3) [市]

- 洪水時の浸水想定区域や避難に関する情報を予め住民に周知するための洪水ハザードマップを作成し、市民や転入者等に配布する。また、出前講座等で洪水ハザードマップを普及促進する。

（避難勧告等の具体的な発令基準の策定）（1-3）【市】

- 洪水時の避難勧告等の具体的な発令基準を策定しているが、実際の災害や国のガイドライン等に応じて適宜改正を行いながら、市民の円滑かつ迅速な避難を確保する。

（ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進）（7-1）【市】 《農林水産》

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を推進する。

（タイムラインの運用）（1-3）【市】

- 災害発生 of 事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）の運用により、被害の最小化を図る。

（マイタイムラインの作成・支援）（1-3）【市、民間】

- 台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、市民が自分自身でとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動をとるため、マイタイムラインの作成・支援を推進する。

（分散避難のための民間施設確保の検討）（1-1, 1-3）【市】 《行政機能》

- 分散避難の実施にあたり、可能な限り多くの避難場所・避難所を確保するため、民間施設の避難場所・避難所としての確保を促進する。

<火山噴火対策>

（火山噴火に対する警戒避難体制の整備）（1-4）【国、県、市、民間】

- 住民、観光客や登山者に対し、避難場所など円滑な避難に必要な情報を周知するための火山防災マップの見直しを進める。
- 火山活動の状況について、突発的に発生する水蒸気噴火の前兆をより正確に観測できるよう観測体制の強化を図る。
- 平常時から火山防災関係者による顔の見える関係を構築するとともに、防災訓練を通じて連携の強化を図る。
- 観光客や登山者の安全確保のため、突発的な噴火を想定した避難壕の整備や迅速な安否確認のための登山者の状況を把握するための方策を検討する。

＜土砂災害対策＞

（土砂災害に対する警戒避難体制の整備）（1-4）〔市〕《国土保全》

- 土砂災害ハザードマップの作成及び土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備を強化する。

（土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定）（1-4）〔市〕

- 土砂災害の発生が予想される際の避難勧告等の具体的な発令基準を策定しているが、実際の災害や国のガイドライン等に応じて適宜改正を行いながら、市民の円滑かつ迅速な避難を確保する。

＜原子力災害対策＞

（原発事故発生時の初動対応の強化）（7-4）〔県、市〕

- 県から原発事故等発生 of 通報を受けた際の対応について、より迅速かつ正確な対応ができるよう、情報連絡に関する体制、実施手順等の初動対応に関するマニュアルとして整備する。

＜情報伝達機能＞

（災害時における行政機関相互の通信手段の確保）（1-6, 3-3, 4-1）〔県、市〕《行政機能》

- 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、老朽化が進んでいる県防災行政通信ネットワークの再整備を行う。

（災害情報伝達手段の確保）（4-2）〔県、市、民間〕《行政機能》

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、市民に災害情報を提供できるよう、災害情報共有システム（Lアラート※）、緊急速報メール、市ホームページの活用等、情報伝達の多様化を図る。

※ Lアラート…

{	災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上
	の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの

（災害時における住民への情報伝達の強化）（1-6, 4-2）〔市〕《行政機能》

- 災害時に住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達するため、多様な手段でかつ短時間に送信できる仕組みを構築する。

（土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備）（7-1）〔市〕《国土保全》

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成され、決壊による二次災害の発生が懸念され場合に県等から発表される土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制を整備する。

＜応急・復旧対策＞

（業務継続に必要な体制の整備）（3-3）【市】《行政機能》

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に応急業務や復旧・復興業務に取り組みながら、通常行っている業務のうち、中断、遅滞等により市民生活や経済活動等社会への影響が大きい重要な業務を維持するため、「上山市業務継続計画（地震災害編）」の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制を進める。

（孤立危険性のある集落との通信手段の確保）（2-2）【市】

- 災害時に孤立の危険性のある集落において、電話不通時の通信手段として配備している通信機器を、災害発生に確実に通信できるよう定期的な実践訓練を行う。

（防災訓練の充実）（1-6）【市、民間】《リスクコミ》

- 災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、引き続き、より多くの市民の参加による実践的な訓練に取り組む。

（災害時の要配慮者支援の促進）（1-6）【市】

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別計画について、引き続き作成を促進する。

（緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保）（2-4, 3-3）【市】《行政機能》

- 石油関係団体と締結した協定に基づき、具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給の確保を図る。

（大規模災害時における広域連携の推進）（2-1, 3-3）【市】《行政機能》

- 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、他市町村等との相互応援協定を締結しており、他市町村等の応援を受ける際の受援体制の整備を進める。

（民間事業所等との連携強化）（2-4, 2-5）【市】

- 災害発生時に、物資供給や医療サービスの確保に向けた応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進する。
- 災害発生時に速やかに応援体制を構築できるよう、災害に関する応援協定を締結する団体と平常時から情報交換や訓練等を行い、連携体制の強化を図る。

（自衛隊との連携強化）(2-3) [国、市]

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

（警察との連携強化）(3-2) [県、市]

- 災害時における治安悪化や交通事故の多発等を防止するため、平常時から警察と情報交換などを行い連携体制の強化を図る。

（エネルギー供給事業者等との連絡強化）(5-2) [市] 《ライフ・情報》

- 電気やガスなど、エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と市との連絡体制を強化する。

（広域防災拠点の整備）(2-3) [市] 《行政機能》

- 大規模災害発生に備え、関係機関が応急・復旧活動のための集結や活動を展開できる機能を持つ防災拠点について、関係機関等と連携のもと整備を進める。

（支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備）(2-1) [市] 《行政機能》

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。
- 大規模災害時における、被災者の救助や応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するための体制として、他市町村と応援協定を締結しており、他市町村等の応援を受ける際の受援体制の整備を進める。
- 大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について、関係機関等と連携のもと整備を進める。
- 大規模災害が発生した場合に、市外からの支援物資を市内の被災者へ円滑に供給するため、物資集積拠点の設置を進める。

（災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備）(2-1) [市]

- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、実施主体である社会福祉協議会と引き続き連携を図る。また、行政と活動を支援するボランティア団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組を促進する。

（豪雪災害時の災害救助法適用）(1-5) [県、市]

- 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助

法の適用による豪雪災害への対応を図る。

（道路の除雪体制等の確保） (1-5) [国、県、市]

- 安定的な除雪体制を確保する上で、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化、人材育成など多くの課題があり、これらの課題を踏まえた総合的な対策を検討する。

（林道施設の長寿命化対策の推進） (2-2, 6-4) [市] 《農林水産》

- 林道として管理している林道橋について、「上山市林道施設長寿命化計画」に基づき、引き続き定期的な診断を実施するとともに、施設の長寿命化対策を計画的に実施する。

（被災者生活再建支援制度の拡充） (8-3) [県、市]

- 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であり、制度の適用範囲や支給範囲についてマニュアル化する等、一層の拡充に向けた取組みを進める。

<地域防災力>

（地域コミュニティの維持） (8-3) [市、民間]

- 大規模災害時にお互いが支え合う「共助」は、地域コミュニティの基盤であり、住民が主体となった地域課題解決に向けた取組みの支援や地域の拠点づくりの支援など、地域コミュニティの維持やその活力を向上する取組みを通して、平時から住民が互いに支え合う関係の維持や深化を図る。

（自主防災組織の育成強化等） (1-6, 2-3, 4-2, 8-3) [市、民間]

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、組織化を促進する。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促進する。

（避難所の指定、設備整備の促進） (1-1) [市] 《行政機能》

- 福祉避難所の指定に向けた取組みを一層推進する。
- 避難所の機能強化のため、引き続き耐震化や良好な生活環境を確保するためのバリアフリー化など施設整備の取組みを促進する。

（食料等の備蓄）(2-1) [市、民間] 《リスクコミ》

- 家庭における備蓄については、市民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き啓発活動を行う。
- 市における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う。

（事業所・店舗における棚等の転倒防止対策）(2-1) [県、市、民間] 《リスクコミ》

- 近年発生した大規模地震では、建屋の倒壊によるもののほか、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒により多くの死傷者が出ていることから、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する。

＜その他対策＞

（産業施設の防災体制の充実強化）(5-3) [市、民間]

- 高圧ガス設備など、災害時に火災や爆発等を引き起こす可能性のある重要な産業施設の耐震化について推進する。

《目標指標》

- ・ 防災情報等の情報伝達手段数 5 種類 (R1) → 7 種類 (R5) (1-6) 《行政機能》
- ・ 関係機関の集結・活動拠点数 0 箇所 (R1) → 1 箇所 (R5) (2-3) 《行政機能》

（3）建築住宅

＜施設・建築物等の耐震化・老朽化対策＞

（庁舎等の耐震化・維持管理等の推進）(1-2, 3-3) [市] 《行政機能》

- 現状庁舎の地震に対する安全性は確保されているものであるが、この状態を維持していくために、上山市公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づき、施設の計画的な修繕を含め、適正な維持管理を行っていく。

（住宅・建築物等の耐震化の促進）(1-1) [市] 《行政機能》

- 市内の住宅や多数の者が利用する建築物等について、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップなどきめ細かな対応により、耐震化を早急に進める。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を促進する。

（不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進）(1-2)

- 多数の者が利用する建築物について、公共建築物に比較し、特に旅館等の民間

の大規模建築物については耐震化が遅れており、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実などの対応により、耐震化を一層促進する必要がある。【県、市】

- 体育施設の適正な施設点検等の維持管理と計画的な更新・整備を図る。【市】
- 保健センターについては、平成25年10月耐震診断を実施し基準を満たしているとの診断を得ているが、老朽化に伴う不具合があるため、令和3年度改修工事を予定。その後、必要時メンテナンスを行っていく。
- 市立保育所の老朽化している園については、部分的な修繕を含め計画的な整備を推進する。【市】
- 老朽化した施設を利用する市立放課後児童クラブについては、部分的な修繕を含め計画的な整備を推進する。耐震化未完了の民間放課後児童クラブについては、耐震化が完了した建築物への移転等を促進する。【市、民間】
- 斎場については、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。【市】
- 老朽化した各公民館について、計画的に施設・設備の改修整備を行い、適正な施設管理を推進する。【市】
- 社会福祉施設（高齢者施設・障がい者施設等）は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、社会福祉施設については、施設の耐震化とともにスプリンクラーの設置等により、安全性の確保を図る。【国、県、市、民間】
- 児童生徒が良好な環境のもとで学習できるよう、老朽化等により改修・修繕が必要な学校施設・設備について計画的に整備し、長寿命化を図る。【市】

（市営住宅の安全性確保の促進）(1-1) 【市】

- 入居者の安全確保が必要な市営住宅について、「市営住宅長寿命化計画」に基づき、入居者の住み替え及び用途廃止を進める。

（市営住宅の老朽化対策の推進）(1-1) 【市】

- 市営住宅について「市営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する。

（緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進）(1-1, 1-2) 【市】

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行う際に支障となる沿道建築物の現状を把握する。

<その他対策>

（空き家対策の推進）(1-1) 【市】

- 大規模災害発生時に空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止する

ため、空き家の所有者等に対して適正管理を促すとともに、空き家の状況に応じて活用又は除却を推進するなど総合的な空き家対策を実施する。

（大規模盛土造成地対策の推進）（1-1, 1-2）【県、市】

- 地震発生時に地滑りや崩壊等により被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地を把握するため、山形県と連携し変動予測調査を進めるとともに、調査結果を公表するなど、市民に情報提供を行う。
- 変動予測調査の結果を踏まえ、対策工事を実施する。

（家具の転倒防止対策の推進）（1-1）【市】

- 大規模地震発生時に、家具転倒による人的被害を防止するため、市民に対する啓発活動の充実など、家具転倒防止対策を推進する。

《目標指標》

- ・ 学校施設・設備の概ね 1,000 千円以上の改修・修繕工事箇所数 7 件（1-2）
- ・ 第二次スクリーニング計画の実施 R4（1-1, 1-2）
- ・ 第二次スクリーニング対策工事の実施 R6（1-1, 1-2）

（４）交通基盤

<高速交通網整備>

（高速道路及び地域高規格道路等の整備）（5-4, 8-4）【国、県、市】

- 大規模災害時に、市内外のみならず、県内外より、救援物資の供給や人的支援等を受けるため、県内外を結ぶ高速道路や地域高規格道路、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」幹線道路、県境道路等の早期整備を国及び県に対し要望する。

（奥羽新幹線の整備）（5-4, 8-4）【民間】

- 東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の確保や、日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するため、フル規格の奥羽新幹線整備の早期実現に向けて取り組む。

（仙山交通網の整備）（5-4, 8-4）【民間】

- 日本海側と太平洋側とのリダンダンシー機能の確保を図るため、災害発生時に防災道路として災害復旧や物流確保に寄与する通年通行が可能となる山形、仙台市間の新たな道路網の整備や仙山線の安定輸送強化に取り組む。

＜道路関係防災対策＞

（緊急輸送道路等の整備・確保）（1-1, 2-1, 2-5, 8-4）【国、県、市】

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路等について、国、県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設、道路舗装、トンネル及び大型カルバート等道路附属物の長寿命化を推進する。
- 被災時において、医療施設及び関係者の支援ルート確保及び食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行う、道路等の損壊により復旧・復興が大幅に遅れることを防ぐため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設、道路舗装、大型カルバート等道路附属物の長寿命化を推進する。

（道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進）（5-4, 6-4）【県、市】

- 橋梁をはじめ、道路舗装・大型カルバート・道路照明灯などの道路施設等の老朽化対策については、各施設の定期点検結果を反映した長寿命化修繕計画（個別施設計画）に基づき、計画的な維持管理・修繕・更新を推進する。

（孤立集落アクセスルートの確保）（2-2）【県、市】

- 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備を推進する。

（路線バス等地域公共交通の確保）（6-4）【市】

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど臨機応変な運行を行い地域公共交通を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

＜鉄道関係防災対策＞

（鉄道施設の耐震化・防災対策の促進）（5-4, 6-4）【民間】

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を促進する。
- 災害発生時、鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間の代行バス運行など、鉄道利用者の利便性を確保するよう、鉄道事業者における取組みを促進する。

<豪雪対策>

（暴風雪時における的確な道路管理の推進）（1-5）【国、県、市】

- 暴風雪時には、関係機関連携のもと迅速かつ的確な道路管理を実施するとともに、災害発生時には、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により早期に交通路を確保する必要があるため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

（道路の防雪施設の整備）（1-5）【国、県、市】

- 消雪道路や防雪施設の整備、除排雪施設の整備について、必要箇所への対策は進捗途上にあり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する。

（道路の除雪体制等の確保）（1-5）【国、県、市】《危機管理》

- 安定的な除雪体制を確保する上で、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化、人材育成など多くの課題があり、これらの課題を踏まえた総合的な対策を検討する。

（鉄道施設における除雪体制等の確保と防雪施設の整備）（5-4, 6-4）【民間】

- 大雪等による運休や遅延を防止するため、鉄道事業者と協議しながら除雪体制の強化に取り組むとともに、自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を促進する。

<その他対策>

（街路の整備）（1-1）【県、市】

- 災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進し、市街地における防災機能を強化する。

（都市部における内水浸水対策の促進（道路））（1-3）【県、市】

- いわゆるゲリラ豪雨の頻発による道路冠水等の内水氾濫のリスク増大に対処するための整備を促進するとともに、冠水実績箇所周辺の水路や排水設備の整備を推進する。

（5）国土保全

<洪水・土砂災害対策>

（治水対策の推進）（1-3）【県、市】

- 近年の気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の急増している

ことから、河川改修及び流水機能の確保を行い、水害の解消を図る必要があるため、特に市街地内の河川について早期の河川改修の整備を県に対し要望する。

（河川管理施設の維持管理）（1-3）[県、市]

- 河川が有する流下能力を常に発揮できるようにするため、河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点をおいて取り組むほか、経年劣化した護岸等の補強・補修を推進するとともに、県に対して河川浚渫等の維持管理を要望する。

（内水被害防止のための浸水対策事業の実施）（1-3）[市]

- 内水による浸水被害を防止するため、雨水管理総合整備計画に基づき、緊急性の高い箇所からの雨水排水施設の整備を図る。

（終末処理場の耐水化事業の実施）（6-3）[市] 《ライフ・情報》

- 処理施設耐水化事業を実施し、施設が水没するのを防ぎ、汚水処理は継続して行えるように整備を図る。

（下水道施設の耐震化の推進）（6-3）[市] 《ライフ・情報》

- 終末処理場の耐震対策方針は、基本設計を行い、緊急性の高い箇所から、耐震化の整備を図る。また管路施設は、耐震化に関する調査を実施し、これも緊急性の高い箇所から順次整備していく。

（農業集落排水処理施設の計画的な改築・更新の実施）（6-3）[市] 《ライフ・情報》

- 処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンや自家発電機の設置を進めるとともに、適切な維持修繕を施すなど老朽化対策を促進する。

（浄化槽処理区域での合併処理浄化槽への転換の促進）（6-3）[市] 《ライフ・情報》

- 汲み取り便槽や単独処理浄化槽を使用している世帯へ、早期に合併処理浄化槽への転換の依頼をしていく。

（土砂災害に対する警戒避難体制の整備）（1-4）[市] 《危機管理》

- 土砂災害ハザードマップの作成及び土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備を強化する。

（土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備）（7-1）[市] 《危機管理》

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成され、決壊による二次災害の発生が懸念され場合に県等から発表される土砂災害緊急情報

など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制を整備する。

（農地・農業用施設等の保全管理の推進）(7-3) [市、民間] 《農林水産》

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

＜その他対策＞

（都市公園施設の耐震化・計画的な維持管理の推進）(1-2) [市]

- 都市公園については、「上山市公園施設長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

＜復旧復興対策＞

（迅速な復興に資する地籍調査の推進）(8-4) [市]

- 土地境界の明確化を図る地籍調査は、被災後の迅速な復旧・復興に資するため着実に推進する。

（6）保健医療・福祉

＜福祉施設等の非常時対応＞

（社会福祉施設等における食糧等の備蓄促進）(2-5) [国、県、市、民間]

- 高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄の周知を図る。

（災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備）(2-5) [国、県、市、民間]

- 各社会福祉施設の防災対策について、定期的な監査等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行う。

（災害派遣福祉チーム（DWA T）による医療・福祉サービス支援の推進）(2-5)

[国、県、市、民間]

- 災害時においても高齢者や障がい者、妊産婦等に対する福祉避難所への移送や入浴介助など、日常的な生活支援を行うため、関係機関と連携しながらDWA Tの取組を推進する。

＜医療支援＞

（災害時の医療支援体制の構築）(2-5) [県、市]

- 災害時における医療支援体制について、平常時から関係機関との情報共有、役割分担の確認等を行い、関係機関との連携の強化を図る。また、県が開催する研修会等へ積極的に参加して連携の手法の習得を図る。
- 県の医療支援体制と整合が図られた市の医療支援体制の構築を図る。

＜防疫対策＞

（感染対策及び健康維持増進の推進）(2-6) [市]

- 定期の予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える。
- 避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットを徹底するとともに、段ボールベッド等を配備するなど、生活空間の衛生の確保を図る。

（７）ライフライン・情報通信

＜エネルギー＞

（再生可能エネルギーの導入拡大）(6-1) [市、民間] 《産業経済》

- 太陽光やバイオマス、小水力、地中熱などそれぞれの地域特性に応じた電源・熱源を利用した分散型のエネルギー供給体制（エリア供給システム）の整備を支援するとともに、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

＜水道＞

（水道施設の耐震化・老朽化対策の推進）(2-1, 6-2) [市]

- 拠点病院、避難所等の重要施設へつながる管路の耐震化を推進する。

（応急給水体制などの整備）(2-1, 6-2) [市]

- 応急給水や復旧作業のための資機材及び応急給水体制を推進する。

＜下水道等＞

（下水道施設の耐震化の推進）(6-3) [市] 《国土保全》

- 終末処理場の耐震対策方針は、基本設計を行い、緊急性の高い箇所から、耐震化の整備を図る。また管路施設は、耐震化に関する調査を実施し、これも緊急性の高い箇所から順次整備していく。

（終末処理場の耐水化事業の実施）(6-3) [市] 《国土保全》

- 処理施設耐水化事業を実施し、施設が水没するのを防ぎ、汚水処理は継続して

行えるように整備を図る。

（農業集落排水処理施設の計画的な改築・更新の実施）（6-3）[市] 《国土保全》

- 処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンや自家発電機の設置を進めるとともに、適切な維持修繕を施すなど老朽化対策を促進する。

（浄化槽処理区域での合併処理浄化槽への転換の促進）（6-3）[市] 《国土保全》

- 汲み取り便槽や単独処理浄化槽を使用している世帯へ、早期に合併処理浄化槽への転換の依頼をしていく。

＜情報通信＞

（ICT-BCPの策定及び教育・訓練の実施）（3-3）[市] 《行政機能》

- 職員が非常時対応に慣れていないことから、システム等の復旧に想定以上に時間を要し、業務の再開が遅れることが懸念されるため対策を講じる。

＜目標指標＞

- ・ 再生可能エネルギー総発電量 8,659kW（R1）→ 10,900kW（R7）（6-1）《産業経済》
- ・ ICT-BCP 計画の策定 検討中（R3）→ 情報ネットワーク及び主要情報システムにおいて、主要統括的な計画を1件、個別の計画を3件策定（R7）（3-3）《行政機能》

（8）産業経済

＜企業活動＞

（企業の事業継続計画（BCP）の策定促進）（5-1）[市、民間]

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、市内企業におけるBCP策定を促進する。

（リスク分散を重視した企業誘致等の推進）（5-1）[市]

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本市への移転、誘致に向けた取組を推進する。

＜風評被害対策＞

（風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信）（7-5）[県、市] 《ライフ・情報》

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ。

＜エネルギー＞

（再生可能エネルギーの導入拡大）(6-1) [市、民間] 《ライフ・情報》

- 太陽光やバイオマス、小水力、地中熱などそれぞれの地域特性に応じた電源・熱源を利用した分散型のエネルギー供給体制（エリア供給システム）の整備を支援するとともに、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

＜目標指標＞

- ・ 再生可能エネルギー総発電量 8,659kW (R1) → 10,900kW (R7) (6-1) 《ライフ・情報》

（９）農林水産

＜食料供給＞

（食料生産基盤の整備）(5-5) [市、民間]

- 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。

＜農林漁業施設の耐震化・老朽化等対策＞

（農地・農業用施設等の保全管理の推進）(7-3) [市、民間] 《国土保全》

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

（林道施設の長寿命化対策の推進）(2-2, 6-4) [市]

- 林道として管理している林道橋について、「上山市林道施設長寿命化計画」に基づき、引き続き定期的な診断を実施するとともに、施設の長寿命化対策を計画的に実施する。

（農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進）(6-2) [市、民間]

- 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する。

（ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進）（7-1）〔市〕《危機管理》

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を推進する。

（森林の公益的機能の維持・増進）（2-2, 7-3）〔県、市、民間〕

- 造林・間伐等の森林整備を効果的に実施することにより、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。

（治山施設等の土砂災害対策・災害に強い路網整備の推進）（2-2, 6-4, 7-3）〔市〕

- 間伐等の森林整備を実施することにより、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や林道施設の長寿命化により、災害に強い交通網の整備を推進する。

＜その他対策＞

（野生鳥獣による農作物被害対策の推進）（7-3）〔市、民間〕

- 野生鳥獣による農作物被害が拡大することで、耕作放棄地の増加や集落機能の低下がされることから、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止の取組みを推進する。

《目標指標》

- ・ 民有林の施業面積 10ha（R1）→ 10 ha（R5）（2-2, 7-3）
- ・ 有害鳥獣による被害額 20,681 千円（R1）→ 18,000 千円（R5）（7-3）

（10）環境

＜有害物質・危険物対策＞

（有害物質の拡散・流出防止対策の推進）（7-2）〔市〕

- 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る。

（有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施）（7-2）〔市〕《行政機能》

- 化学剤等の拡散・流出を想定した防災訓練等を実施し、有害物質の大規模拡

散・流出の場合における対処能力の向上を図る。

＜放射線対策＞

（放射線モニタリングの実施）(7-4) [市]

- 県から、原発事故等発生 of 通報を受けた際の対応について、より迅速かつ正確な対応ができるよう、情報連絡に関する体制、実施手順等の初動対応に関するマニュアルとして整備する。

＜災害廃棄物対策＞

（災害廃棄物処理計画の策定）(8-1) [市]

- 大規模災害時に、通常の廃棄物に加え大量に発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、平時から災害廃棄物の処理体制の整備を進める。

(11) リスクコミュニケーション

＜防災教育＞

（学校における防災教育の徹底）(1-6) [市]

- 学校で作成した「非常災害防止計画」に基づく避難訓練や、各学校で作成している「学区安全マップ」を活用するとともに、具体的・実践的な指導・実践となるようを検討し、更新を図りながら、防災教育の徹底を図る。

（防災教育の充実）(1-6) [市]

- 地域や事業所における防災意識の向上のため、防災訓練、出前講座及び市ホームページなどで実施している防災知識や自助意識等の普及啓発について、内容の充実等を図る。

（雪下ろし事故を防止するための注意喚起）(1-5) [市]

- 雪下ろし中の転落事故が後を絶たないことから、今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う。

（食料等の備蓄）(2-1) [市、民間] 《危機管理》

- 家庭における備蓄については、市民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き啓発活動を行う。
- 市における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う。

＜防災訓練＞

（防災訓練の充実）（1-6）【市、民間】《危機管理》

- 災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、引き続き、より多くの市民の参加による実践的な訓練に取り組む。

（原子力災害に係る防災訓練等の実施）（7-4）県、市

- 原子力災害に対応するため、引き続き、県が実施する放射線や原子力対策に関する研修会に参加するとともに、地域防災計画（原子力災害対応）に基づき、関係機関との通信訓練や市民に対する情報伝達訓練等の実施や、市民への防災意識の普及を図る。

＜関係機関との連携・人材育成＞

（建設関係団体との連携強化）（8-2）【市、民間】

- 各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、一層の連携強化を図る。

（復旧・復興を担う人材の育成）（8-2）【国、県、市】

- 各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成支援、市技術系職員の技術継承と向上を図る体制を確保する。
- 近年、建設業界への若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る。

＜目標指標＞

- ・ 自主防災組織等が行う防災・減災講座の実施件数 9 件（R1）→ 13 件（R5）（1-6）

V 計画の推進

1 計画の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、計画の推進に当たっては、所管部局を中心に、国や県等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証するPDCA サイクルの実践を通じて、効果的な施策の推進につなげていく。

2 計画の見直し

本計画は、基本計画と整合を図るため、概ね5年ごとに、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うこととする。なお、それ以前においても、施策の進捗状況や国、県内市町及び関係機関等の動向を踏まえ、必要に応じて変更の検討を行うこととする。

また、本計画は、国土強靱化に係る指針となるものであることから、国土強靱化に関する他の計画等を見直しする際には、本計画を基本として必要に応じて計画内容の修正等を行うものとする。

【別表 1】脆弱性評価結果

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 地震等による建物・交通施設等（1-2 の施設を除く）の倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化の促進）

- 市内の住宅や多数の者が利用する建築物等の耐震化率は、それぞれ約 67%（令和 2 年）、約 74%（令和 2 年）と全国平均（同 約 87%（平成 30 年）、約 89%（平成 30 年））に比べ遅れており、耐震化を早急に進める必要がある。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を促進する必要がある。

（家具の転倒防止対策の推進）

- 近年発生した大規模地震では、家屋の倒壊によるもののほか、住宅内におけるタンス等の家具の転倒により多くの死傷者が出ていることから、家具の転倒防止対策を推進する必要がある。

（避難所の指定、設備整備の促進）

- 福祉避難所は、高齢者を対象とした施設が 4 箇所あるが、障がい者を対象とした施設がなく、障がい者用の福祉避難所の整備を推進すると共に、高齢者向けの福祉避難所を拡充する必要がある。
- 避難所の機能強化のため、建物の耐震改修や発電機、衛星携帯電話、防災行政無線など非常用通信機器の配備等が行われているが、引き続き耐震化や良好な生活環境を確保するためのバリアフリー化など施設整備を促進する必要がある。

（分散避難のための民間施設確保の検討）

- 分散避難の実施にあたり、可能な限り多くの避難場所・避難所を確保するため、民間施設の避難場所・避難所としての確保を促進する必要がある。
（1-3 にも記載）

（市営住宅の安全性確保の促進）

- 市営住宅については、4 階建住棟において耐震診断を実施し、耐震性を有していることが判明しているが、その他住棟の耐震性は認められず老朽化も著しいことから、対策を進める必要がある。

（緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進）

- 救急救援活動等に必要の緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行う際に支障となる沿道建築物の現状を把握する必要がある。
（1-2 にも記載）

（市営住宅の老朽化対策の推進）

- 市営住宅の状況を的確に把握し、耐久性の向上等を図るため、計画的に修繕・改善を実施することにより、長寿命化を推進する必要がある。

（空き家対策の推進）

- 空き家は、今後も増加することが予想され、空き家の増加に伴い大規模災害発生時に倒壊や資材の飛散により、近隣住民への被害が生ずる恐れがある老朽危険空き家も増加することが想定される。老朽危険空き家の増加を抑制するため、空き家の所有者等に対して適正管理を促すとともに空き家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど、総合的な空き家対策を実施する必要がある。

（緊急輸送道路等の整備）

- 救急救援活動等に必要の緊急輸送道路等について、国、県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設、道路舗装、トンネル及び大型カルバート等道路附属物の長寿命化を推進する必要がある。
（2-1, 2-5, 8-4 にも記載）

（大規模盛土造成地対策の推進）

- 地震発生時に地滑りや崩壊等により被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地を把握するため、山形県と連携し変動予測調査を進めるとともに、調査結果を公表するなど、市民に情報提供していく必要がある。
- 変動予測調査の結果を踏まえ、対策工事を実施する必要がある。
（1-2 にも記載）

（街路の整備）

- 災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進し、市街地部における防災機能を強化する必要がある。

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(庁舎等の耐震化・維持管理等)

- 市役所本庁舎については、平成28～30年度において「新耐震基準」による耐震改修工事を実施しており、大規模な地震時においても倒壊または崩壊の可能性は解消されている。しかしながら、建築から40年以上経過し、内部設備や屋上防水などの部分で修繕が必要となってきたことから、上山市公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づき、施設の計画的な維持管理を行っていく必要がある。

(被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策)

- 被害発生危険性の高い地域（洪水浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域、断層帯上）内に立地する防災対策拠点など公共施設については、災害発生時にその機能を維持できなくなるおそれがあることから、対策を講じる必要がある。

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)

- 多数の者が利用する建築物について、公共建築物に比較し、特に旅館等の民間の大規模建築物については耐震化が遅れており、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実などの対応により、耐震化を一層促進する必要がある。
- 民間立の認可保育所、認定こども園等については、昭和60年以降建築の施設であり耐震化は完了している。市立保育所についても昭和57年以降建築の施設であり耐震化は完了していると言えるものの、老朽化が進んでいることから計画的な整備が必要である。
- 市立放課後児童クラブについては、耐震化を図った小学校等において実施しているクラブもあるが、耐震化は完了しているものの一部では老朽化した市立施設において実施しているクラブもある。民間放課後児童クラブについては、市所有で耐震化が完了していない施設を貸与しているクラブがあることから、他施設の活用について検討する必要がある。
- 斎場については、施設の長寿命化計画により、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。
- 社会福祉施設（高齢者施設・障がい者施設等）は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震化とともにスプリンクラーの設置等により、安全性を確保する必要がある。

(不特定多数の者が利用する建築物等の改修整備の促進)

- 体育施設は避難所であることから耐震化と老朽化対策の両面から事業を進めており、耐震化については令和3年度で完了し全ての体育施設が耐震基準を満たすこととなり、老朽化対策についてはバリアフリー化を含む改修整備を計画的に進めていく必要がある。
- 保健センターについては、平成25年10月耐震診断を実施し基準を満たしているとの診断を得ているが、老朽化に伴う不具合があるため、改修工事が必要である。
- 公民館は、避難所の指定を受けており、令和2年度で全ての公民館が耐震基準を満たした施設となったが、築40年を超える公民館がほとんどであるため、老朽化した施設については、計画的に施設・設備等の改修整備を進める必要がある。

(不特定多数の者が利用する建築物等の維持改修の促進)

- 学校施設は災害時に地域住民の避難所としての役割も担っていることから、長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策を進める必要がある。校舎、屋内運動場及び吊り天井の耐震化は完了している。

(事業所・店舗における棚等の転倒防止対策)

- 近年発生した大規模地震では、建屋の倒壊によるもののほか、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒により多くの死傷者が出ていることから、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する必要がある。

(緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進)

- 救急救援活動等に必要の緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行う際に支障となる沿道建築物の現状を把握する必要がある。

(1-1にも記載)

(大規模盛土造成地対策の推進)

- 地震発生時に地滑りや崩壊等により被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地を把握するため、山形県と連携し変動予測調査を進めるとともに、調査結果を公表するなど、市民に情報提供していく必要がある。
- 変動予測調査の結果を踏まえ、対策工事を実施する必要がある。

(1-1にも記載)

(都市公園施設の耐震化・計画的な維持管理の推)

- 都市公園については、「上山市公園施設長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。

1-3) 異常気象等による広域的な市街地等の浸水

(洪水ハザードマップの作成)

- 近年頻発する想定を超える降雨や局地的豪雨を踏まえ、洪水時における市民の迅速かつ円滑な避難に役立つよう、洪水浸水想定区域や避難に関する情報を記載した洪水ハザードマップを作成し、普及促進する必要がある。

(内水被害防止のための浸水対策事業の実施)

- 内水による浸水被害を防止するための雨水管路等の整備率は78%であるが、市街化区域の一部で医療、福祉施設及び住居区域などが存在する区域が、未整備区域があるため整備を進める必要がある。

(避難勧告等の具体的な発令基準の策定)

- 洪水時の避難勧告等の具体的な発令基準を策定しているが、実際の災害や国のガイドライン等に応じて適宜改正を行いながら、市民の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある。

(タイムラインの運用)

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）の運用により、被害の最小化を図る必要がある。

(マイタイムラインの作成・支援)

- 台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、市民が自分自身でとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動をとるため、マイタイムラインの作成・支援をする必要がある。

(分散避難のための民間施設確保の検討)

- 分散避難の実施にあたり、可能な限り多くの避難場所・避難所を確保するため、民間施設の避難場所・避難所としての確保を促進する必要がある。

(1-1 にも記載)

(治水対策の推進)

- 近年、気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）が急増している。このため、河川改修及び流水機能を確保する対策が必要である。

(河川管理施設の維持管理)

- 河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点をおいて取り組むなど、河川が有する流下能力を常に発揮できるようにする必要がある。

(都市部における内水浸水対策の促進（道路）)

- 近年、局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の頻発により、道路冠水等の内水氾濫のリスクが増大している。特に地下歩道やアンダーパス部においては、車両や警報装置が水没する事案が発生している。このため、冠水対策としての整備を推進するとともに、冠水実績箇所周辺の水路や排水設備の計画的な整備が必要である。

1-4) 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度 にわたり国土の脆弱性が高まる事態

(火山噴火に対する警戒避難体制の整備)

- 住民、観光客や登山者に対し、避難場所など円滑な避難に必要な情報を周知するための火山防災マップの見直しを行う必要がある。
- 火山活動の状況については、気象庁などが設置する地震計などの観測機器により24時間体制で観測・監視がなされているが、突発的に発生する水蒸気噴火の前兆をより正確に観測できるよう体制の強化が必要である。
- 平常時から火山防災関係者による顔の見える関係を構築するとともに、防災訓練を通じて連携の強化を図る必要がある。
- 観光客や登山者の安全確保のため、突発的な噴火を想定した避難壕の整備や迅速な安否確認のための登山者の状況を把握するための方策を検討する必要がある。

(土砂災害に対する警戒避難体制の整備)

- 土砂災害ハザードマップの作成及び土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備を強化する必要がある。

(土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定)

- 土砂災害の発生が予想される際の避難勧告等の具体的な発令基準を策定しているが、実際の災害や国のガイドライン等に応じて適宜改正を行いながら、市民の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある。

1-5) 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における的確な道路管理の推進)

- 暴風雪時において、豪雪災害時の情報連絡や緊急確保路線、機械配置等の計画により、迅速かつ的確な道路管理を図る必要がある。また、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により、早期に交通路を確保する必要がある。

(道路の防雪施設の整備)

- 各道路管理者（国、県、市町村）においては、消雪道路や防雪施設の整備、除排雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する必要がある。

(道路の除雪体制等の確保)

- 各道路管理者（国、県、市町村）は、豪雪等の異常気象時には、情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化、安定的な除雪体制を確保する上で人材育成など多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要となっている。

(雪下ろし事故を防止するための注意喚起)

- 雪下ろし中の転落事故が多発しており、「屋根雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」を発表して事故防止の注意喚起を実施しているが、依然として事故が後を絶たない状況にある。今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う必要がある。

(豪雪災害時の災害救助法適用)

- 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る必要がある。

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災行政通信ネットワークを整備しているが、老朽化が進んでいることから再整備が必要となっている。
(3-3, 4-1にも記載)

(災害時における住民への情報伝達)

- 災害時に住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達するため、緊急速報メールや防災ラジオ、市ホームページなど、様々な手段で情報を伝達しているが、伝達手段毎に送信作業を行うことから時間を要しており、多様な手段でかつ短時間に送信できる仕組みを構築する必要がある。
(4-2にも記載)

(自主防災組織の育成強化等)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織については、組織率が約97% (R2) と全国平均 (84%) を上回っており、引き続き、組織化を促進する必要がある。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であることから、今後一層の活動の活性化を促進する必要がある。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促す必要がある。
(2-3, 4-2, 8-3にも記載)

(学校における防災教育の徹底)

- 各学校において防災教育を教育課程に位置づけて実施している。特に学校においては、非常災害防止計画を作成し、それに基づいた避難訓練等を実施し、防災教育の充実に取り組んでいるが、自分の命を守るということを踏まえて、学校教育活動全体を通して、組織的・継続的な防災教育の充実を図っていく必要がある。

(防災教育の充実)

- 地域や事業所における防災意識の向上のため、防災訓練、出前講座及び市ホームページなどで防災知識や自助意識等の普及啓発に取り組んでいるが、引き続き、啓発内容の充実等を図る必要がある。

(防災訓練の充実)

- 災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、引き続き、より多くの市民の参加による実践的な訓練に取り組む必要がある。

(災害時の要配慮者支援の促進)

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別計画について、引き続き、作成を促進する必要がある。

(災害時の緊急通報や無線通話の確保)

- 災害発生時には、緊急通報や無線通話の急増により、通信指令に係る業務が一定期間著しく増加することが見込まれることから、通信指令担当要員を増強するなど、緊急時の体制を確保する必要がある。

《現状指標》

- ・ 防災情報等の情報伝達手段数 5 (R1) → 7 (R5) (4-2にも記載)
- ・ 自主防災組織等が行う防災・減災講座の実施件数 13 件 (R5)

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(食料等の備蓄)

- 家庭における備蓄については、市民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。
- 市における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。

(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備)

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う必要がある。
- 大規模災害時における被災者の救助や応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するための体制として、他市町村と応援協定を締結しており、他市町村等の応援を受ける際の受援体制の整備を進める必要がある。
- 大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ防災拠点について、関係機関等との連携のもと整備を進める必要がある。
- 大規模災害が発生した場合に、市外からの支援物資を市内の被災者へ円滑に供給するため、物資集積拠点を設置する必要がある。

(水道施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- 水道施設の耐震化率は、全国平均を下回っていることから、水道施設の老朽化対策とあわせ、耐震化を着実に進める必要がある。

(6-2にも記載)

(応急給水体制などの整備)

- 災害発生時の飲料水確保のため、速やかな応急給水体制の強化を図る必要がある。

(6-2にも記載)

(災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備)

- 災害ボランティア受入を担う災害ボランティアセンターの運営に当たっては、実施主体である社会福祉協議会と連携を図るとともに、他市町村との連携、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組を促進する必要がある。

(大規模災害時における広域連携の推進)

- 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、他市町村等との相互応援協定を締結しており、他市町村等の応援を受ける際の受援体制の整備を進める必要がある。

(3-3にも記載)

(緊急輸送道路等の確保)

- 被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設、道路舗装、大型カルバート等道路附属物の長寿命化を推進する必要がある。

(1-1, 2-5, 8-4にも記載)

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立危険性のある集落との通信手段の確保)

- 災害時に孤立の危険性のある集落において、電話不通時の通信手段として、衛生携帯電話もしくは防災行政無線を整備しているが、災害発生に確実に通信できるよう定期的な実践訓練を行う必要がある。

(孤立集落アクセスルートの確保)

- 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備を推進する必要がある。

(治山施設等の土砂災害対策・災害に強い路網整備の推進)

- 間伐等の森林整備を実施することにより、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や林道施設の長寿命化により、災害に強い交通網を整備する必要がある。

(6-4, 7-3にも記載)

(林道施設の長寿命化対策の推進)

- 林道橋梁の定期的な点検を実施し、施設の健全性を確認するとともに、損傷が確認された施設について、点検結果に基

づき、老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する必要がある。

(6-4 にも記載)

(森林の公益的機能の維持・増進)

- 造林・間伐等の森林整備を効果的に実施することにより、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。

(7-3 にも記載)

《現状指標》

- ・ 民有林の施業面積 10ha (R1) (7-3 にも記載)

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(自衛隊との連携強化)

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る必要がある。

(自主防災組織の育成強化)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織については、組織率が約 97% (R2) と全国平均 (84%) を上回っており、引き続き、組織化を促進する必要がある。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であることから、今後一層の活動の活性化を促進する必要がある。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促す必要がある。

(1-6, 4-2, 8-3 にも記載)

(広域防災拠点の整備)

- 大規模災害発生に備え、関係機関が応急・復旧活動のための集結や活動を展開できる機能を持つ防災拠点について、関係機関等と連携のもと整備を進める必要がある。

(消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- 災害時に防災拠点となる消防関係施設(車庫付附属建物を含む。)のより一層の耐震化・耐災害化の強化を図るとともに、老朽化した施設の計画的な更新が必要である。

(3-1 にも記載)

(消防職員の災害対応能力の向上)

- 過酷な災害現場において消防活動を迅速かつ的確に実施するため、基本的・実戦的な訓練を通じた対処技術の向上及び防災関係機関相互の連携強化を推進し、災害対応能力の向上を図る必要がある。

(消防職員の人員確保・車両及び装備資機材等の充実強化)

- 大規模災害発生時の広範多岐わたる消防活動を円滑に実施するため、消防職員の人員確保や車両及び装備資機材の整備とともに、後方支援部門の態勢強化を図る必要がある。

(大規模災害時の消防力の確保)

- 大規模な被害が想定される南海トラフ地震や首都直下地震等の発生に備えて、当本部の緊急消防援助隊の充実強化を図る必要がある。

(緊急消防援助隊派遣時の消防力の低下防止)

- 他県で発生する大規模災害時に当本部の緊急消防援助隊の部隊を派遣することになった場合でも、当本部の災害に対応すべき消防力が低下しないよう、消防力向上の実効性の確保を図る必要がある。

《現状指標》

- ・ 関係機関の集結・活動拠点数 0 箇所 (R1)

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保)

- 災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないように石油関係団体と協定を締結しており、引き続き、具体的な実施方法の確認を行い、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等へ供給する燃料を確保する必要がある。

(3-3にも記載)

(民間事業所等との連携強化)

- 災害発生時に、物資供給や医療サービスの確保に向けた応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進する必要がある。
- 災害発生時に速やかに応援体制を構築できるよう、災害に関する応援協定を締結する団体と平常時から情報交換や訓練等を行い、連携体制の強化を図る必要がある。

(3-3にも記載)

(消防車両等に供給する燃料の確保)

- 大規模災害発生時に、緊急消防援助隊等による応援を円滑に受け入れるため、十分な燃料の確保を図る必要がある。また、本市が被災した場合も同様である。

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(災害時の医療支援体制の構築)

- 市では、災害時において関係機関と連携して迅速かつ的確な医療救護活動（医療救護班の派遣など）を図るため、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会と協定を締結し、災害時における医療支援体制を構築している。
地域災害医療コーディネーターが置かれるほか、二次医療圏内に複数の地域災害医療コーディネーターが置かれている。
- 市では、引き続き関係機関との連携体制を継続しながら、必要に応じてその強化・充実を図るとともに、常に県の医療支援体制と整合が図られるよう市の医療支援体制の不断の見直しを行う必要がある。

(民間事業所等との連携強化)

- 災害発生時に、物資供給や医療サービスの確保に向けた応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進する必要がある。
- 災害発生時に速やかに応援体制を構築できるよう、災害に関する応援協定を締結する団体と平常時から情報交換や訓練等を行い、連携体制の強化を図る必要がある

(2-4にも記載)

(緊急輸送道路等の確保)

- 被災時において、医療施設及び関係者の支援ルート確保のため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設、道路舗装、大型カルバート等道路附属物の長寿命化を推進する必要がある。

(1-1, 2-1, 8-4にも記載)

(災害派遣福祉チーム（DWA T）による医療・福祉サービス支援の推進)

- 災害時においても高齢者や障がい者、妊産婦等に対する福祉避難所への移送や入浴介助など、日常的な生活支援を行うため、関係機関と連携しながらDWA Tの取組を推進する必要がある。

(社会福祉施設等における食糧等の備蓄促進)

- 病院や高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄の周知を図る必要がある。

(災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備)

- 各社会福祉施設の防災対策について、定期的な監査等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行う必要がある。

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(感染対策及び健康維持増進の推進)

- 災害時における感染症の発生防止のために、平時から定期の予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える必要がある。
- 避難所における感染症のまん延防止には、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットの徹底が有効であり、さらに、段ボールベッド等を配備するなど、生活空間の衛生を確保する必要がある。

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 被災による消防機能の大幅な低下に伴う災害応急体制の確保ができない状態

(消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- 災害時に防災拠点となる消防関係施設（車庫付属建物を含む。）のより一層の耐震化・耐災害化の強化を図るとともに、老朽化した施設の計画的な更新が必要である。
(2-3 にも記載)

(被災による消防機能低下の回避)

- 大規模自然災害時の災害応急体制の確保を図るために、自治体間相互の山形県広域消防応援協定及び緊急消防援助隊等の効果的な運用を行うために、受援体制の構築を図る必要がある。

3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

(警察との連携強化)

- 災害時における治安悪化や交通事故の多発等を防止するため、平常時から警察と情報交換などを行い連携強化を図る必要がある。

3-3) 市の内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(庁舎等の耐震化・維持管理等の推進)

- 市役所本庁舎については、平成 28～30 年度において「新耐震基準」による耐震改修工事を実施しており、大規模な地震時においても倒壊または崩壊の可能性は解消されている。しかしながら、建築から 40 年以上経過し、内部設備や屋上防水などの部分で修繕が必要となってきたことから、上山市公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づき、施設の計画的な維持管理を行っていく必要がある。
(1-2 にも記載)

(業務継続に必要な体制の整備)

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に応急業務や復旧・復興業務に取り組みながら、通常行っている業務のうち、中断、遅滞等により市民生活や経済活動等社会への影響が大きい重要な業務を維持するため、「上山市業務継続計画（地震災害編）」を策定（平成 29 年 9 月）したところであり、当該計画の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制を進めていく必要がある。

(ICT-BCPの策定及び教育・訓練の実施)

- 職員が非常時対応に慣れていないことから、システム等の復旧に想定以上に時間を要し、業務の再開が遅れることが懸念される。

(大規模災害時における広域連携の推進)

- 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、他市町村等との相互応援協定を締結しており、他市町村等の応援を受ける際の受援体制の整備を進める必要がある。
(2-1 にも記載)

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、県

防災行政通信ネットワークが整備しているが、老朽化が進んでいることから再整備が必要となっている。
(1-6, 4-1にも記載)

(緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保)

- 災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないように石油関係団体と協定を締結しており、引き続き、具体的な実施方法の確認を行い、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等へ供給する燃料を確保する必要がある。
(2-4にも記載)

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災行政通信ネットワークが整備しているが、老朽化が進んでいることから再整備が必要となっている。
(1-6, 3-3にも記載)

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(災害情報伝達手段の確保)

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、市民に災害情報を提供できるよう、災害情報共有システム（Lアラート※）、緊急速報メール、市ホームページの活用等、情報伝達の多様化を図る必要がある。
※ Lアラート…〔災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの〕

(災害時における住民への情報伝達手段の強化)

- 災害時に住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達するため、緊急速報メールや防災ラジオ、市ホームページなど、様々な手段で情報を伝達しているが、伝達手段毎に送信作業を行うことから時間を要しており、多様な手段でかつ短時間に送信できる仕組みを構築する必要がある。
(1-6にも記載)

(自主防災組織の育成強化)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織については、組織率が約97%（R2）と全国平均（84%）を上回っており、引き続き、組織化を促進する必要がある。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であることから、今後一層の活動の活性化を促進する必要がある。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促す必要がある。
(1-6, 2-3, 8-3にも記載)

《現状指標》

- ・ 防災情報等の情報伝達手段数 5（R1）→ 7（R5）（1-6にも記載）

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞

（企業の事業継続計画（BCP）の策定促進）

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、予め事業継続計画（BCP）を策定しておくことが極めて有効であることから、市内企業におけるBCP策定を促進する必要がある。

（リスク分散を重視した企業誘致等）

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本市への移転、誘致に向けた取組を推進する必要がある。

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

（エネルギー供給事業者との連絡強化）

- 電気やガスなど、エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と市との連絡体制を強化する必要がある。

5-3) 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

（産業施設の防災体制の充実強化）

- 高圧ガス設備など、災害時に火災や爆発等を引き起こす可能性のある重要な産業施設の耐震化について、推進する必要がある。

5-4) 基幹的交通ネットワークの機能停止

（高速道路及び地域高規格道路等の整備）

- 県内の高速道路は、供用率が全国の87%に比べ76%にとどまっており、加えて、高速道路網が途切れている区間（ミッシングリンク）も6箇所存在するなど、整備が遅れている状況にある。（平成31年4月15日現在）
大規模災害時に市内外のみならず、県内外より、救援物資の供給や人的支援等を受けるため、県内外を結ぶ高速道路や地域高規格道路、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」幹線道路、県境道路等を早急に整備する必要がある。
(8-4にも記載)

（道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進）

- 橋梁をはじめ、道路舗装・大型カルバート・道路照明灯などの道路施設等の老朽化対策については、各施設の定期点検結果を反映した長寿命化修繕計画（個別施設計画）に基づき、計画的な維持管理・修繕・更新を推進する必要がある。
(6-4にも記載)

（奥羽新幹線の整備）

- 東日本大震災を教訓として、東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の重要性が再認識されており、その中でも、定時性、速達性、大量輸送性に優れた整備新幹線は、高速交通ネットワークの基幹として期待されているが、本県にはまだ整備新幹線が整備されていない。日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するためにも、フル規格の奥羽新幹線の整備を早期に実現する必要がある。
(8-4にも記載)

（鉄道施設の耐震化・防災対策）

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を図る必要がある。
- 災害発生時、鉄道事業者においては鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期

間、代行バスを運行するなど、鉄道利用者の利便性を確保する必要がある。

(6-4にも記載)

(仙山交通網の整備)

- 日本海側と太平洋側とのリダンダンシー機能の確保を図るため、災害発生時に防災道路として災害復旧や物流確保に寄与する通年通行が可能となる山形、仙台市間の新たな道路網の整備や仙山線の安定輸送強化に取り組む必要がある。

(8-4にも記載)

(鉄道施設における除雪体制等の確保と防雪施設の整備)

- 大雪等による運休や遅延を防止するため、鉄道事業者と協議しながら除雪体制の強化に取り組むとともに、自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を促進する必要がある。

(6-4にも記載)

5-5) 食料等の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備)

- 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する必要がある。

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

6-1) 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

（再生可能エネルギーの導入拡大）

- 災害リスクに対応し、エネルギーの安定した供給基盤を構築していくためには、太陽光やバイオマス、小水力、地中熱などそれぞれの地域特性に応じた電源・熱源を利用した分散型のエネルギー供給体制（エリア供給システム）の整備を支援するとともに、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進していく必要がある。

《現状指標》

- ・再生可能エネルギー総発電量 8,659kW（R1）→10,900kW（R7）

6-2) 上水道や農業用水、工業用水の長期間にわたる供給停止

（水道施設の耐震化・老朽化対策の推進）

- 水道施設の耐震化率は、全国平均を下回っていることから、水道施設の老朽化対策とあわせ、耐震化を着実に進める必要がある。
（2-1にも記載）

（応急給水体制などの整備）

- 災害発生時の飲料水確保のため、速やかな応急給水体制の強化を図る必要がある。
（2-1にも記載）

（農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進）

- 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する必要がある。

6-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

（終末処理場の耐水化事業の実施）

- 終末処理場は、ハザードマップに記載された水位から判断するにあたり、施設が水没し処理不能になる結果が出ているので、早急に耐水化を進める必要がある。

（下水道施設の耐震化の推進）

- 終末処理場の耐震化調査を実施したが、一部箇所では危険性があることが判明している。また、下水道管路施設は、耐震調査が未実施であるので、それぞれ計画に基づき進める必要がある。

（農業集落排水処理施設の計画的な改築・更新の実施）

- 処理施設について、災害時の停電による冠水の防止を行うため、機能診断を実施し適切な維持修繕を施すなど、老朽化対策を促進する必要がある。

（浄化槽処理区域での合併処理浄化槽への転換の促進）

- 生活排水処理の浄化槽区域には、汲み取り便槽や単独処理浄化槽が存在しているので、大規模災害時に汚水等が公共用水域に流出する恐れがあるため合併処理浄化槽への転換が必要である。

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

(道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策)

- 橋梁をはじめ、道路舗装・大型カルバート・道路照明灯などの道路施設等の老朽化対策については、各施設の定期点検結果を反映した長寿命化修繕計画（個別施設計画）に基づき、計画的な維持管理・修繕・更新を推進する必要がある。
(5-4 にも記載)

(鉄道施設の耐震化・防災対策の促進)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を図る必要がある。
- 災害発生時、鉄道事業者においては鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間、代行バスを運行するなど、鉄道利用者の利便性を確保する必要がある。
(5-4 にも記載)

(鉄道施設における除雪体制等の確保と防雪施設の整備)

- 大雪等による運休や遅延を防止するため、鉄道事業者と協議しながら除雪体制の強化に取り組むとともに、自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を促進する必要がある。
(5-4 にも記載)

(路線バス等地域公共交通の確保)

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど、臨機応変な運行を行い地域公共交通の確保を図る必要がある。

(治山施設等の土砂災害対策・災害に強い路網整備の推進)

- 間伐等の森林整備を実施することにより、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や林道施設の長寿命化により、災害に強い交通網を整備する必要がある。
(2-2, 7-3 にも記載)

(林道施設の長寿命化対策の推進)

- 林道橋梁の定期的な点検を実施し、施設の健全性を確認するとともに、損傷が確認された施設について、点検結果に基づき、老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する必要がある。
(2-2 にも記載)

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

（ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進）

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う必要がある。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を行う必要がある。

（土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備）

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成され、決壊による二次災害の発生が懸念され場合に県等から発表される土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制を整備する必要がある。

7-2) 有害物質の大規模拡散・流出

（有害物質の拡散・流出防止対策の推進）

- 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る必要がある。

（危険物施設の耐震化の促進）

- 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の危険物施設の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震化を促進する必要がある。

（NBC災害対策用資機材の充実）

- NBC災害時に消防士の安全を確保しつつ効果的な消防活動を行うため、NBC災害対策用資機材の充実を図る必要がある。
※ NBC災害 … { 核 (nuclear)、生物 (biological)、化学物質 (chemical) による特殊災害のことをいい、事故からテロリズム、事件まで幅広い事象が含まれる。地下鉄サリン事件や東京電力福島第一原子力発電所事故などもこれに含まれる。 }

（有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施）

- 化学剤等の拡散・流出を想定した防災訓練等を実施し、有害物質の大規模拡散・流出の場合における対処能力の向上を図る必要がある。

7-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（農地・農業用施設等の保全管理の推進）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する必要がある。

（森林の公益的機能の維持・増進）

- 造林・間伐等の森林整備を効果的に実施することにより、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。

(2-2にも記載)

（野生鳥獣による農作物被害対策の推進）

- 野生鳥獣による農作物被害が拡大することで、耕作放棄地の増加や集落機能の低下がされることから、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止の取組みを推進する必要がある。

（治山施設等の土砂災害対策・災害に強い路網整備の推進）

- 間伐等の森林整備を実施することにより、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や林道施設の長寿命化により、災害に強い交通網を整備する必要がある。

(2-2, 6-4にも記載)

《現状指標》

- ・ 民有林の施業面積 10ha (R1) (2-2 にも記載)
- ・ 有害鳥獣による被害額 20,681 千円 (R1)

7-4) 原子力発電所の事故による放射性物質の放出

(放射線モニタリングの実施)

- 隣接県の原子力発電所において新たな事故等が発生した場合、市民等に情報提供を行うため、マニュアルに基づき迅速にモニタリングを実施する必要がある。

(原発事故発生時の初動対応の強化)

- 県から原発事故等発生 of 通報を受けた際の対応について、地域防災計画(原子力災害対策)に基づき実施するが、より迅速かつ正確な対応ができるよう、情報連絡に関する体制、実施手順等の初動対応に関するマニュアルとして整備する必要がある。

(原子力災害に係る防災訓練等の実施)

- 原子力災害に対応するため、県が実施する放射線や原子力対策に関する研修会に参加するとともに、地域防災計画(原子力災害対応)に基づき、関係機関との通信訓練や市民に対する情報情報伝達訓練等の実施や、市民への防災意識の普及を図る必要がある。

7-5) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信)

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ必要がある。

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の策定)

- 大規模災害時には、通常の廃棄物に加え大量に発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することが求められるため、平時から災害廃棄物の処理体制を整備する必要がある。

8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(建設関係団体との連携強化)

- 各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、対策を講じる必要がある。

(復旧・復興を担う人材の育成)

- 道路啓開等の復旧・復興を担う人材（市技術系職員及び専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）を育成するため、各種建設関係団体と行政が連携した取組みを行う必要がある。
- 県内の建設業就業者数のうち、29歳以下の構成比は約11%（H22国勢調査）と、H12国勢調査時の約19%から8ポイント減少しており、災害時に道路啓開等を担う建設業界において、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る必要がある。

8-3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域コミュニティの維持)

- 大規模災害時には、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を講じることが不可欠となる。特に「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少の進展等により、今後その維持が困難となることが懸念されることから、平時から活力ある地域づくりを促進する必要がある。

(自主防災組織の育成強化)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織については、組織率が約97%（R2）と全国平均（84%）を上回っており、引き続き、組織化を促進する必要がある。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であることから、今後一層の活動の活性化を促進する必要がある。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促す必要がある。

（1-6, 2-3, 4-2にも記載）

(被災者生活再建支援制度の拡充)

- 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であるが、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組みを進める必要がある。

8-4) 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(高速道路及び地域高規格道路等の整備)

- 県内の高速道路は、供用率が全国の 87% に比べ 76% にとどまっており、加えて、高速道路網が途切れている区間（ミッシングリンク）も 6 箇所存在するなど、整備が遅れている状況にある。（平成 31 年 4 月 15 日現在）
大規模災害時に市内外のみならず、県内外より、救援物資の供給や人的支援等を受けるため、県内外を結ぶ高速道路や地域高規格道路、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」幹線道路、県境道路等を早急に整備する必要がある。
(5-4にも記載)

(奥羽新幹線の整備)

- 東日本大震災を教訓として、東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の重要性が再認識されており、その中でも、定時性、速達性、大量輸送性に優れた整備新幹線は、高速交通ネットワークの基軸として期待されているが、本県にはまだ整備新幹線が整備されていない。日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するためにも、フル規格の奥羽新幹線の整備を早期に実現する必要がある。
(5-4にも記載)

(仙山交通網の整備)

- 日本海側と太平洋側とのリダンダンシー機能の確保を図るため、災害発生時に防災道路として災害復旧や物流確保に寄与する通年通行が可能となる山形、仙台市間の新たな道路網の整備や仙山線の安定輸送強化に取り組む必要がある。
(5-4にも記載)

(緊急輸送道路等の確保)

- 被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、及び医療施設及び関係者の支援ルート確保のため、道路等の損壊により復旧・復興が大幅に遅れることを防ぐため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設、道路舗装、大型カルバート等道路附属物の長寿命化を推進する必要がある。
(1-1, 2-1, 2-5 にも記載)

(迅速な復興に資する地籍調査の推進)

- 土地境界の明確化を図る地籍調査は、被災後の迅速な復旧・復興に資するものであり、国が定める第 7 次国土調査事業十箇年計画にもとづき着実に調査を進める必要がある。

【別表２】上山市国土強靱化地域計画事業一覧

※ 個別事業一覧に掲載されている事業は計画作成時点の予定であり、今後の社会情勢等の変化により変更となりうることもある。

個別の事業名	担当課	事業概要等
1. 行政機能（消防含む）		
緊急時情報伝達手段整備事業	庶務課	
防災ラジオ配備事業	庶務課	
災害時応援協定	庶務課	
上山市業務継続計画（地震災害編）の検証及び見直し	庶務課	
庁舎管理事業	財政課	
ＩＣＴ－ＢＣＰの策定及び教育・訓練の実施	財政課	
災害時の緊急通報や無線通話の確保	消防本部	
消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進	消防本部	
消防職員の災害対応能力の向上	消防本部	
消防職員の人員確保・車両及び装備資機材等の充実強化	消防本部	
大規模災害時の消防力の確保	消防本部	
緊急消防援助隊派遣時の消防力の低下防止	消防本部	
消防車両等に供給する燃料の確保	消防本部	
被災による消防機能低下の回避	消防本部	
危険物施設の耐震化の促進	消防本部	
ＮＢＣ災害対策用資機材の充実	消防本部	
有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施	消防本部	

個別の事業名	担当課	事業概要等
2. 危機管理		
上山市業務継続計画（地震災害編）の検証及び見直し	庶務課	
緊急時情報伝達手段整備事業	庶務課	
防災ラジオ配備事業	庶務課	
災害時応援協定	庶務課	
備蓄品整備事業	庶務課	
自主防災組織等が実施する防災訓練や出前講座等への出向	庶務課	
罹災証明書の発行	庶務課	
洪水ハザードマップ普及促進事業	庶務課	

個別の事業名	担当課	事業概要等
3. 建築住宅		
庁舎管理事業	財政課	
上山市経塚斎場火葬炉関係修繕計画	市民生活課	
社会福祉施設（高齢者施設等）における耐震化	福祉課	
社会福祉施設（高齢者施設等）におけるスプリンクラー設置	福祉課	
社会福祉施設等施設整備事業	福祉課	
保育園整備事業	子ども子育て課	
児童館等整備事業	子ども子育て課	
住宅・建築物安全ストック形成事業（木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業）	建設課	
住宅リフォーム支援事業（ブロック塀等撤去補助を含む）	建設課	
空き家対策総合支援事業	建設課	
市営住宅長寿命化事業	建設課	
上山市宅地耐震化推進事業	建設課	
小学校整備事業費	管理課	学校施設・設備の改修、修繕工事（トイレ洋式化など）
中学校整備事業費	管理課	学校施設・設備の改修、修繕工事（トイレ洋式化など）
公民館の改修整備等	生涯学習課	
上山市体育施設整備事業	スポーツ振興課	

個別の事業名	担当課	事業概要等
4. 交通基盤		
山形圏域奥羽新幹線整備実現同盟会運営事業	市政戦略課	
公共交通事業	市政戦略課	
都市計画道路の整備推進	建設課	
（他）産業団地3号線ほか1路線	建設課	道路の新設 事業期間：R5～R8 ※令和6年2月追加
（他）赤坂南線ほか1路線	建設課	道路の改築 事業期間：R5～R8 ※令和6年2月追加
道路除雪実施計画	建設課	
橋梁長寿命化事業	建設課	
舗装長寿命化事業	建設課	

個別の事業名	担当課	事業概要等
5. 国土保全		
地籍調査事業	税務課	
公園施設長寿命化対策支援事業	建設課	
終末処理場耐水化事業	上下水道課	
浸水対策事業	上下水道課	
下水道施設耐震化事業	上下水道課	
農業集落排水処理施設の計画的な改築・更新事業	上下水道課	
浄化槽処理区域での合併処理浄化槽への転換事業	上下水道課	

個別の事業名	担当課	事業概要等
6. 保健医療・福祉		
災害時医療救護対策事業	健康推進課	
予防接種事業	健康推進課	
市立保育所整備事業	子ども子育て課	
放課後子ども環境整備事業	子ども子育て課	

個別の事業名	担当課	事業概要等
7. ライフライン・情報通信		
ICT-BCPの策定及び教育・訓練の実施	財政課	
再生可能エネルギーの導入拡大	市民生活課	
基幹管路耐震化事業	上下水道課	
終末処理場耐水化事業	上下水道課	
下水道施設耐震化事業	上下水道課	
農業集落排水処理施設の計画的な改築・更新事業	上下水道課	
浄化槽処理区域での合併処理浄化槽への転換事業	上下水道課	

個別の事業名	担当課	事業概要等
8. 産業経済		
再生可能エネルギーの導入拡大	市民生活課	
企業の事業継続計画（BCP）の策定促進	商工課	
リスク分散を重視した企業誘致等の推進	商工課	

個別の事業名	担当課	事業概要等
9. 農林水産		
多面的機能支払交付金事業	農林夢づくり課	
中山間地域等直接支払交付金事業	農林夢づくり課	
有害鳥獣対策事業	農林夢づくり課	

個別の事業名	担当課	事業概要等
10. 環境		
有害物質の拡大・流出防止対策の推進	市民生活課	
放射線モニタリングの実施	市民生活課	
災害廃棄物処理計画の策定及びマニュアルの作成	市民生活課	
有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施	消防本部	

個別の事業名	担当課	事業概要等
11. リスクコミュニケーション		
備蓄品整備事業	庶務課	
自主防災組織等が実施する防災訓練や出前講座等への出向	庶務課	
防災教育の徹底	学校教育課	